

自主防災組織の活動を応援します！！

町では、災害等から自らの生命や財産を守るために自主的な防災活動に取り組む自主防災組織に報償金を支給いたします。

報償対象団体

規約を有し、町に届出をした自主防災組織

報償対象活動

- (1) 防災訓練、防災教室及び消火栓の取扱説明会等の開催（自主的な開催）
- (2) 防災意識の普及啓発活動（防災シンポジウム参加等）
- (3) 防災人材育成講座等への参加（普通救命講習、中越市民防災安全大学等）
- (4) 自然水利の防火水槽の沈殿物撤去等清掃活動
- (5) その他自主防災組織の目的を達成するために町長が必要と認めた活動
※災害時に備えるために整備・保管するものに関しては対象外となります。

報償対象期間

毎年4月1日から翌年3月31日の期間中に行った報償対象活動を、何回でも申請できるようになりました。ただし、同一期間内に同じような内容の活動を行った場合は、1回しか支給されません。

支給方法

報償対象活動を実施した後、速やかに報告書に必要書類（活動の実施がわかる書類・写真・修了書等及び防災士資格証など）を添えて町総務課までご提出ください。

報償金額

報償金額は下記の表のとおりです。

区 分	報償金の額
報償対象活動に係る活動報償金	1回につき5,000円
報償対象活動に係る活動報償金 (自主防災組織の中に防災士がいる場合)	1回につき10,000円
中越市民防災安全大学の受講による加算報償金	1人につき10,000円 (受講料全額負担)
防災士試験の受験による加算報償金	1人につき5,000円